

平成 30 年度「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」総会 会議録

日 時：平成 31 年 2 月 13 日（水）15:30～17:15

場 所：ホテルグリーンパーク津 6階「伊勢・安濃」

○鈴木地域連携部長（司会）

ただ今から、平成 30 年度「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」総会を開催いたします。皆様にはお忙しいところ、ご出席いただきましてありがとうございます。

総合司会を務めさせていただきます、三重県地域連携部長の鈴木でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、総会の開催にあたりまして、当協議会の会長でございます知事からご挨拶を申し上げます。

○鈴木知事

皆さん、こんにちは。本日は平成 30 年度の「県と市町の地域づくり連携・協働協議会総会」に、大変お忙しい中、ご出席いただきまして、心から感謝を申し上げたいと思います。また、日頃から、県政全般にわたりまして、県政の重要なパートナーとして、様々、ご指導、ご協力をいただいておりますことにも、改めて感謝を申し上げたいと思います。

今日は予算の説明とかさせていただきますが、昨日も、県の予算を発表させていただいたところですが、今年、元号が変わる中で、新たにこの三重県が、新たな時代に向かって、飛躍をしていくにあたっては、やはり、安全・安心、命のくらしの安全・安心、こういう防災、医療、介護、児童虐待あるいは外国人との共生、障がい者福祉、そういったところがしっかりと安定していなければならないということで、そういうことに配慮して、今回、予算編成をさせていただきました。また、財政健全化の集中取組の期間中、今もそうですけれども、市長や町長からご要望いただくような、様々な社会資本整備などについても、なかなか対応できないところでしたけれども、今回、骨格的予算ではありますけれども、防災・減災に資するものということにおいては、しっかりと対応していこうというようなことで進めさせていただいております。まだまだ骨格的予算ということでありまうけれども、みなさんにご協力いただきながら、推進していきたいと思っています。

今日は、防災・減災についての意見交換、または市長会、町村会の皆様から、ご提案をいただきました「森林環境税」あるいは「自治体戦略 2040」こういうことについても意見交換をさせていただきたいと思いますので、県と市町が連携して、そして三重県政全体が、県の行政全体がレベルアップしていく、そして、良いものになっていく、そういう一日にしていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

また、一方で、私どものほうから「熊野古道世界遺産登録 15 周年」でありますとか、

あるいは「三重県犯罪被害者等支援条例」の関係でありますとか、市町の皆さまにご協力を賜りたいこともございますので、ご指導のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、限られた時間ではありますが、よろしくお願いします。

○地域連携部長

ありがとうございました。

それでは、委員の皆様のご紹介に移らせていただきます。本来ですと、皆様方お一人お一人をご紹介させていただくところがございますけれども、時間の関係もございますので、本日はお配りさせていただいております出席者名簿でご確認いただきたいと思います。ここでは慣例に従いまして、新しく協議会委員になられました、町長様をご紹介させていただきたいと思います。明和町長の世古口哲哉様でございます。一言ご挨拶をいただきたいと思います。

○世古口明和町長

12月から就任させていただきました、2か月ちょっとしか経っていませんので、こういった会議でご挨拶させていただくのは、非常に緊張しますが、これから、皆様のレベルにまで早く達して、こういった会議でちゃんとした発言をできるようにがんばりますので、これからご指導、ご鞭撻をよろしくお願いします。今日は、このような時間をもっていただき、ありがとうございます。よろしくお願いします。

○地域連携部長

ありがとうございました。それでは、議事に入りたいと存じます。今後の議事の進行は、協議会の規約第11条により、当協議会副会長の渡邊副知事が務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○渡邊副知事（議長）

ご指名をいただきましたので、議長を務めさせていただきます。皆様の議事運営へのご協力をお願いします。

早速ですが、事項書3の活動報告に入ります。

まずは、1対1対談等の開催状況について、全県会議および地域会議における検討会議の活動報告について、一括して説明を受けたいと思います。それでは事務局から説明をお願いします。

○楠田地域支援課長

地域連携部地域支援課長の楠田でございます。

私の方から、1対1対談等の開催状況について、ご報告させていただきます。

お手元の資料1、「県と市町の地域づくり連携・協働協議会協議経過報告」の3ページ

をご覧ください。

1対1対談につきましては、市町の具体的な課題について、知事と市町長様がオープンな場で議論し、共通した認識の醸成と課題の解決に向け一步でも前に進めることを目的として開催しています。今年度は、6月26日の大台町長様との対談を皮切りに開催いたしました。各市町の開催日と対談項目につきましては、3ページの中段から5ページにかけて整理をしております。詳細な説明は割愛させていただきますので、後程ご覧いただき、ご参考にいただければと思います。

次に、6ページの「2サミット会議」をご覧ください。サミット会議は、地域の共通した課題について、知事と関係市町長様とが共通した認識の醸成と地域における連携・協働に向けた協議の場として設けております。当会議につきましては、今年度の開催実績は、ございませんでした。1対1対談等の開催状況については、以上でございます。

○藤井移住促進監

地域連携部移住促進監の藤井でございます。

私からは、全県会議の検討会議として継続して設置をさせていただきました『『ええとこやんか三重』県と市町の移住促進検討会議』の活動報告をさせていただきます。お手元の資料1、8ページから11ページに詳細を記載させていただいております。特に10ページからですが、第1回から第3回検討会議につきましては、三重県の移住の取組、各市町における課題解決に向けた問題などについて、情報共有を図るとともに、意見交換を行いました。研修会では、求人の情報発信について、仕事と働く人の思い、暮らし方をストーリー性のある記事に発信しているライターの方と、物語性のある記事で、求人情報、募集を行った農家のご夫婦、そして、その記事をご覧になって、興味を持たれ、その農家に就職された移住者をゲストにお話を伺いながら、仕事と暮らし方の発信について、意見交換を行いました。第4回、第5回検討会議につきましては、今月下旬に、開催を予定しておりますが、前回の検討をふまえ、暮らし方など、物語性のある記事にするポイントなど、仕事と暮らしを魅力的に発信していく方法や、移住者を受け入れる体制整備について検討を行います。

検討会議を設置し、議論を行った結果、今年度10月、県内29全ての市町において、移住相談窓口が設置されました。また、空き家バンク、お試し住宅の整備など、市町における移住者を受け入れる体制整備も順調に進み、県と市町の連携も図られました。今後も、移住先として三重県を選んでいただけるよう、移住希望者の思いに寄り添い、地域を訪れ、地域の人と交流する機会の提供を図り、県と市町の連携をさらに深め、移住者の受入体制の整備に努めていきたいと考えておりますので、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。以上、検討会議の活動状況報告を終らせていただきます。

○地域支援課長

続きまして、私の方から、「地域会議における検討会議の活動報告」について、説明させていただきます。

資料の12ページの右の検討会議の欄をご覧ください。地域会議における検討会議につきましては、地域防災総合事務所および地域活性化局の単位で取り組んでいただい

います。今年度は、それぞれの地域で設定した、計 18 のテーマについて、延べ 55 回の検討会議を開催し、課題解決に向けた協議や取組を進めていただいています。テーマごとの取組目標や検討状況など詳細につきましては、13 ページから 21 ページにかけて整理しておりますので、ご覧いただきたいと思います。事務局からの報告は以上です。

○渡邊副知事

ただ今、説明がございました件につきまして、何かご意見、ご質問がございましたら挙手をお願いします。

特に無いようでございますので、次に、事項書 4 報告事項に入ります。報告事項の進行につきましては、3 点でございます。一括して説明を受けて、その後に質疑という段取りでお願いしたいと思います。

それでは、報告事項の（１）平成 31 年度三重県当初予算について説明をお願いします。

○嶋田総務部長

総務部長の嶋田でございます。私の方から、（１）平成 31 年度三重県当初予算と組織改正について、ご説明させていただきます。

資料①「平成 31 年度当初予算のポイント」をご覧ください。

はじめに、平成 31 年度当初予算の特徴ですが、枠囲みのところに掲げた 4 点を重視した予算としました。

1 つ目の四角ですが、平成 31 年度当初予算は、「みえ県民力ビジョン・第二次行動計画」の最終年度のため、目標達成に向けて県政の諸課題の解決を着実に推進することを基本方針として編成しました。

2 つ目の四角ですが、統一地方選挙をふまえ、通常分の公共事業費を前年度当初予算の 80% 程度として機械的に計上するなど「骨格的予算」として編成しつつ、県民生活の安全・安心を守るための取組など喫緊の課題への対応については、新規事業も含めて計上しました。

3 つ目の四角ですが、国の「防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策」への対応については、公共事業費を別途所要額で計上し、防災・減災対策に万全を期しています。

4 つ目の四角ですが、一方で、持続可能な行財政運営に向けて、「三重県財政の健全化に向けた集中取組」に基づきまして、事務事業を徹底的に見直すなど、歳出構造を見直しています。とりわけ、以下に掲げました 5 つの課題に対して、別枠で予算を確保するなど、特に注力しました。

その 1 つ目は、「災害に強い地域社会をつくるために」です。

マルの 1 つ目ですが、頻発・激甚化する風水害・土砂災害や地震等からの被害を軽減

するため、国の「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に対応しつつ、ソフト、ハードの両面で一体的に取り組みます。

この取組は、防災・減災対策パッケージとして、企業会計も含めた総額で594億円、平成30年度2月補正予算分も加えて、702億円を計上しています。

パッケージの主なものとしては、1ポツ目、地域住民が支え合う「共助」の仕組みの定着に向けた市町の取組を支援するほか、伊勢湾台風60周年、昭和東南海地震75周年の節目にあわせて、自治体災害対策全国会議や啓発イベント等を開催します。

2ポツ目です。災害対策活動体制の充実・強化を図るため、緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練等を実施します。

3ポツ目です。県立高校の屋内運動場等の天井等落下防止工事を全棟完了させるほか、猛暑に備えるため、全ての県立学校普通教室で空調設備が整うよう取り組み、本年夏には空調未整備校に臨時対応を実施します。

4ポツ目でございます。自然災害から生命や財産を守るため、河川改修等治水対策や土砂災害防止施設の整備、農業用ため池の耐震対策、「みえ森と緑の県民税」を活用した災害に強い森林づくり、そして治山施設の改修等を行うほか、ソフト対策として、危機管理型水位計の河川への設置や土砂災害警戒区域の指定等を実施します。なお、パッケージ事業の全体につきましては、別紙1に取りまとめておりますので、後ほどご覧ください。

二つ目は、「誰もが安心して暮らし続けられるために」です。

1つ目のマルでございますが、県民の健康寿命の延伸等に向けて、企業の健康経営と県民の主体的な健康づくりを推進するため、新たに「三重とこわか県民健康会議(仮称)」を開催します。

2つ目のマルですが、医療や介護を担う人材の確保や医療と介護の連携のため、医師確保計画を策定するほか、新たに高校生等を対象とした現場体験等を行う「みえ地域医療メディカルスクール」や「働きやすい介護職場応援制度」に取り組むとともに、認知症患者のレセプトデータを調査分析するモデル事業を支援します。

3つ目のマルですが、「三重県社会的養育推進計画(仮称)」を策定するほか、里親養成、里親委託中のフォローなど、里親による養育を支援する体制を整備するとともに、

鈴鹿児童相談所を新設し、新たに鈴鹿市内に設置される児童家庭支援センターとも連携し、児童相談体制を強化します。

4つ目のマルでございます。子どもたちが安心して学校生活を過ごせるよう、「子どもLINE相談みえ」を実施し、いじめにより登校が難しい子どもたちへの臨床心理士による支援や弁護士によるいじめ予防授業等を実施します。

5つ目のマルです。保育士の確保・定着を図るため、保育士を補助する「保育支援者」の配置を新たに支援するほか、保育所におけるイクボス普及を図るためのアドバイザーを派遣します。

6つ目のマルです。障がい者の活躍を支援するため、働きやすい職場づくりのモデルや農福連携などの農林水産業での就労機会を創出します。

7つ目のマルですが、外国人住民を支援するため、新たに三重県多文化共生総合相談ワンストップセンター（仮称）や県立高校への外国人生徒キャリアサポーターを設置するとともに、適切な雇用に関する事業者向けセミナー等を実施します。

8つ目のマルです。犯罪被害者等を支える社会づくりをめざし、犯罪被害からの早期回復・軽減を図るための支援体制を整備するほか、経済的負担の軽減を図る犯罪被害者等見舞金制度を都道府県としては初めて創設します。

9つ目のマルです。摩耗した全ての横断歩道等の塗り替えに注力するほか、生活道路で歩行者の安全を確保するため、可搬式速度違反自動取締装置（移動オービス）を新たに配備します。

2ページをご覧ください。

三つ目の柱は、「若者の県内定着につなげるために」です。

1つ目のマルは、農業や漁業のスマート化を図るため、伊賀米や伊勢茶のリーディングプロジェクトや県南部の柑橘産地で自動化技術の検討やモデル園地の整備を行うほか、マダイ養殖の完全自動給餌システムや真珠養殖漁場の環境予測技術の開発等に取り組みます。

2つ目のマルです。若者・子育て世代にとって魅力のある働く場づくりや地域が求める産業人材の育成を総合的に進めるとともに、男性の育児参画については、新たに「みえのイクボス伝道師」と連携して企業の経営者等を対象とした意見交換会を開催します。

3つ目のマルです。「みえ農業版MBA養成塾」に加え、新たに「みえ森林・林業アカデミー」を本格開講するほか、食関連産業について産学官による協議体を構築して人材育成を推進するなど産業人材の育成を推進します。

4つ目のマルです。県立高校で地域課題や地域産業を題材としたキャリア教育に取り組み、東紀州地域では小中学生が地域の伝統を体験したり、高校生が地域の魅力を発掘して外国人等を対象としたツアーを企画する取組を実施します。

また、就学前教育の専門家を市町に派遣し、研修等の実施を支援します。

5つ目のマルです。三重県への移住を促進するため、「ええとこやんか三重 移住相談センター」を中心に、きめ細かな相談対応を行うとともに、県外の若者が地域課題解決のプランを提案する場を設けます。また、起業や継業に関心のある移住希望者と後継者を求める県内事業者とのマッチング支援を実施します。

6つ目のマルです。三重ならではの自然体験の提供等により人を呼び込むため、東京2020オリンピック・パラリンピック等を契機とした大都市圏での情報発信等を実施します。

四つ目の柱は、「強みを生かし国内外から選ばれ続けるために」です。

1つ目のマルは、「みえ産業振興ビジョン」に基づき、次世代自動車分野で求められる新素材の加工や軽量化技術の習得支援、ヘルスケア産業分野における製品化促進のためのニーズマッチングなどを実施します。

2つ目のマルは、地域経済の維持・発展を図るため、事業承継の各段階に応じた支援を実施し、後継者難による廃業を防止するとともに、空の移動革命に向けた「空飛ぶクルマ」の県内での実証実験の実施を促進して新たなサービス産業の創出に取り組むほか、外資系企業誘致のためのワンストップサービス窓口を設置します。

3つ目のマル、農林水産業の競争力強化等を図るため、東京2020オリ・パラでの食材採用等をめざしてGAP認証の取得支援や指導者育成を行うとともに、新たな森林経営管理制度のスタートにあたり、森林環境譲与税を活用して主体となる市町の業務推進等を支援します。

4つ目のマルです。国内外からの誘客を促進し、観光の産業化を進めるため、スマートフォン等を活用した観光マーケティング活動の仕組みを確立するとともに、大都市圏での観光プロモーションやSNSを活用した「客が客を呼ぶサイクル」を生み出す情報発

信の充実、MICE 誘致に取り組みます。また、G20 大阪サミットの機会を捉え、伊勢志摩サミット開催地である三重の魅力を発信します。

5つ目のマル、熊野古道世界遺産登録 15 周年を迎え、記念イベントを開催するとともに、市町、関係団体等によるイベント等を集中的に実施する「熊野古道ウィーク」を秋に設定します。また、紀伊半島 3 県連携によるシンポジウムの開催や中部各県等と連携したインバウンド向けの情報発信を実施します。

6つ目のマルです。東海環状自動車道や熊野尾鷲道路（Ⅱ期）などの幹線道路網の整備を促進するとともに、リニア中央新幹線のルート及び駅位置の選定に向けて JR 東海が進める環境アセスメントの準備作業に協力します。

五つ目の柱は、「スポーツを通じて元気な地域社会をつくるために」です。

1つ目のマルです。三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催に向け、県民の皆さんとともに、「オール三重」で開催準備に取り組むとともに、天皇杯・皇后杯獲得に向けターゲットエイジを中心としたジュニア・少年選手の育成強化など競技力の向上を図ります。なお、競技力向上対策予算は、対前年度比 204%の 6.9 億円となっています。また、2年後の開催に備え、国体基金へ 2 億円を積み立てます。

2つ目のマルです。スポーツへの気運醸成や地域活性化等を図るため、東京 2020 オリ・パラ事前キャンプ地誘致活動を市町等と連携して実施するとともに、実施が決定したカナダのアーティスティックスイミングチーム、レスリングチーム、英国のパラスイミングチームの受入準備を実施します。

つづいて、3 ページをご覧ください

こういった基本的な考え方で、予算編成を行いました結果、平成 31 年度当初予算の一般会計は、対前年度当初予算比で 0.5%増の 7,006 億円となりました。ただし、国の「防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策」への対応にかかる経費を除いたベースでは、対前年度当初予算比 0.9%減となります。これは、公共事業費を前年度当初予算額の 80%程度として機械的に計上するなど骨格的予算として編成していることによるものです。

続いて、歳出についてご説明します。

義務的経費については、前年度と比べ、16 億円、0.4%の減の 4,371 億円となっています。そのうち、人件費は 17 億円、0.8%の減、社会保障関係経費は 50 億円、4.8%の増、公債費は 49 億円、4.1%の減となっています。

投資的経費については、前年度と比べ 14 億円、1.5%の減の 877 億円となっています。

なお、国の「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」への対応にかかる経費を除いたベースでは、前年度と比べ13.0%減の775億円となります。

先程も申しあげましたとおり、これは、公共事業について、「骨格的予算」として前年度当初予算額の80%程度を機械的に計上したことによるものです。

その他の経費については、前年度と比べ67億円、4.0%の増額となっていますが、これは、地方消費税収入の増収に連動して増額となります、歳出の地方消費税都道府県清算金・市町交付金で70億円の増となることが主な要因でございます。

4ページをご覧ください。「財政健全化への取組」です。

まず、「県債発行の抑制」については、将来世代に負担を先送りしない持続可能な財政運営を確立するため、臨時財政対策債等を除く県債について発行を抑制しています。なお、骨格的予算となる当初予算編成後における平成31年度末残高見込みは、中期財政見通しで示した7,684億円を101億円下回る見込みです。

次の「総人件費の抑制」については、一般職給与費において、児童生徒数の減少や事業の見直しによる職員数の減等により、前年度より16億円の減となっています。

次に、「財源不足への対応」です。

平成31年度当初予算の編成にあたっては、予算の要求段階で137億円の財源不足が見込まれ、予算編成過程で、あらゆる歳入確保策の検討や厳しい優先度判断による選択と集中を図ってきたところです。しかしながら、社会保障関係経費が昨年度よりも増加し、公債費も引き続き高い水準にあるなどの要因により、財源不足額を解消することが困難な状況にありました。

こうした中、県民サービスの低下を回避して、必要な事業費を確保するため、将来の県債の償還に備えるための基金である県債管理基金への積立金67億円の計上を見送っています。

5ページ以降は、歳出の主な項目について、説明しています。先ほどの5つの課題に対する主な事業について記載しています。個々の事業は説明を省略させていただきますが、後ほどご覧いただければと思います。

以上で当初予算の説明を終わり、続いて、平成31年度の組織改正について説明いたします。

資料マル3をご覧ください。1ページになります。

平成31年度の組織改正は、最終年度にあたる「みえ県民力ビジョン・第二次行動計画」の目標達成に向け、県政の諸課題の解決を着実に推進するための、所要の改正を行っています。

まず、児童相談体制の強化です。県内における児童虐待相談件数が、平成29年度に

過去最多を更新し、児童虐待が依然として深刻な状況にあります。

特に、北勢児童相談所管内の鈴鹿・亀山地域における児童虐待相談件数は直近3年間で倍増しており、中勢児童相談所の児童虐待相談件数に迫る状況であることをふまえて、虐待通告への一層迅速な対応や、介入型支援の強化を図るため、北勢児童相談所から鈴鹿・亀山地域担当を独立させ、新たに「鈴鹿児童相談所」を設置します。

また、児童福祉法改正に伴う児童福祉司の配置標準の見直しに対応するとともに、よりきめ細かな相談体制を整備し、児童虐待防止対策のさらなる強化を図るため、児童相談所の職員定数を増員します。

次にスポーツ施策の推進体制の強化です。三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催を2年後に控え、本格化する三重とこわか大会の準備・運營業務に的確に対応できるよう、「全国障害者スポーツ大会課」を設置します。

また、三重とこわか国体での天皇杯・皇后杯獲得を確実なものとするため、競技力向上に向けた体制を強化します。あわせて、東京2020オリンピック・パラリンピックの事前キャンプ地誘致や聖火リレーの取組等にも一層注力し、スポーツを通じた地域の活性化を推進する体制を整備します。これらのことから、国体・全国障害者スポーツ大会局の職員定数を28名増員し、95名体制とします。

次にコンプライアンス及び内部統制推進体制の整備です。不適切な事務処理事案や職員の不祥事が連続して発生している中、県民の皆さんからの信頼回復に向け、組織として全庁的なコンプライアンスの推進を徹底するため、現行の「コンプライアンス・労使協働推進監」、課長級でございますけれども、これに加えて、新たに次長級の「コンプライアンス総括監」を設置し、コンプライアンス推進会議の座長を務める総務部副部長が兼務することといたします。

また、コンプライアンスの一層の推進と2020年度から導入する内部統制制度の運用に一体的に取り組む体制を整備し、県民の皆さんに適正な行政サービスを提供するため、行財政改革推進課内に「コンプライアンス・内部統制推進班」を設置します。

次に流域下水道事業への公営企業会計導入に伴う体制整備です。2020年度から流域下水道事業へ導入する公営企業会計に的確に対応し、将来にわたり安定した下水道サービスを提供していくため、現行の「下水道課」を、経営戦略の策定など経営基盤の強化に向けた取組を担う「下水道経営課」と、下水道施設の整備や改築などの計画・実施を担う「下水道事業課」に再編します。

最後にインフラ機能の確保及び施設防災危機管理体制の強化です。重要な社会インフラである水道・工業用水道施設の耐震化や被災時の早期復旧を着実に推進し、自然災害

等による県民生活・県内経済への影響を最小限にとどめ、安全で安心なサービスを提供していくため、企業庁に「施設防災危機管理監」、課長級でございますが、設置します。

職員定数につきましては、児童相談体制の強化や、三重とこわか国体・三重とこわか大会の準備・運営体制の整備等に重点的な対応を図りつつも、「三重県財政の健全化に向けた集中取組」をふまえ、業務執行体制の見直し等にも取り組み、知事部局において職員定数を削減いたします。

また、平成30年度全国高等学校総合体育大会が終了したことから、「全国高校総体推進課」を廃止し、教育委員会事務局において職員定数を削減します。

以上、平成31年度当初予算の概要と組織改正について、説明をしました。

私からの説明は以上です。

○渡邊副知事

続いて、(2)「三重県犯罪被害者等支援条例」の制定について、説明をお願いします。

○井戸畑環境生活部長

環境生活部長の井戸畑でございます。

お手元の資料3「三重県犯罪被害者等支援条例の制定について」というペーパーをご覧いただきたいと思います。

1の「これまでの経緯等」でございますが、県ではこれまでも犯罪被害者への支援を行ってきたところですが、支援策の更なる充実や条例制定を求める声が高まってまいりました。こうしたことをうけまして、犯罪被害者やその御家族、御遺族に対する支援の拠り所となる「三重県犯罪被害者等支援条例」の制定に向けて、有識者等で構成する検討懇話会や県議会、市町、県民等からの御意見をお聞きし、検討を進めてまいりました。

別紙1として、条例案の概要を示しておりますが、これは12月段階の中間案としてお示したものでございます。これに若干修正を加えてとりまとめました条例案を、明日、県議会に議案として提出します。

次に、2の条例制定の趣旨ですが、この条例は、「犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復又は軽減」、「犯罪被害者等の生活の再建に対する支援」、「犯罪被害者等を支える社会の形成の促進」を行うために、犯罪被害者等に対する支援の基本となる事項を定めるものでございます。

次に、3の市町との連携です。

犯罪被害者等が県内どこにいらっしゃっても等しく支援を受けることができるよう、また、途切れない支援を実施していく上で、市町の役割は大変重要であるというふうに考えています。

具体的には、マルで示していますが、「犯罪被害者等に対する、居住や保健医療、福祉関係の制度の積極的な活用」、「犯罪被害者等からの相談や問い合わせへの対応」、「みえ犯罪被害者総合支援センターとの連携」、「窓口対応時における二次被害防止への配慮」などが考えられます。

これらに関しましては、「犯罪被害者等支援施策市町担当者会議」など、様々な機会を通じて市町の皆さんと情報共有し、連携をしながら犯罪被害者等に寄り添った支援を進めてまいりたいと考えていますのでよろしくお願いいたします。

次に、2ページをご覧ください。4の来年度以降の具体的な県の取組です。

県では、「県民の理解の促進」、「経済的負担の軽減」、「推進体制の整備」等に取り組むこととしています。この資料の11ページ別紙2といたしまして、当初予算を発表した時の資料を付けております。

上の赤い枠で囲まれている部分が、今回、新規事業として計上いたしました約1千万円の事業でございますが、右の方に先程も申し上げました大きな3つの柱が書いてあります。この中で経済的負担の軽減といたしましては、先程、総務部長からも説明がございましたが、都道府県で初となる見舞金制度を制定することとしております。なお、この条例は4月1日を施行日として、2月15日に「犯罪被害者等支援施策市町担当者会議」を開催し、この条例案や当初予算概要について御説明申し上げます。また、あわせて、犯罪被害者等支援施策や推進体制について協議をさせていただく予定です。

今後、これまで以上に、犯罪被害者等に対する支援につきまして、御理解、御協力をいただきますようお願い申し上げます。私からの説明は以上でございます。

○渡邊副知事

続いて、(3)熊野古道世界遺産登録15周年の取組について、説明をお願いします。

○伊藤南部地域活性化局長

南部地域活性化局長の伊藤でございます。私の方から、熊野古道世界遺産登録15周年の取組につきまして、説明させていただきます。

資料4をご覧ください。

熊野古道は、2004年(平成16年)7月7日に世界遺産に登録され、今年で15年目を迎えます。それを記念いたしまして、市町の皆様とともに、記念事業を実施することにいたしました。これまで5周年、10周年と取り組んでまいりましたが、15周年では、インバウンドも含めた、国内外からの誘客に取り組むとともに、子ども・若者など、次世代に熊野古道の価値を伝え、持続可能な観光地域づくりを地域の皆様と一緒に取り組んでいきたいと考えております。

中段の「15周年事業の概要」をご覧ください。

15周年事業の概要といたしまして、今年、2019年4月から12月を期間とし、熊野古道伊勢路及びその沿線地域等におきまして、「幸せを結ぶ道～熊野古道伊勢路～」をテーマに、イベントを実施してまいりたいと考えております。その中でも、世界遺産に登録されました7月7日と12月に記念イベントを、また、熊野古道が歩きやすい季節で、そして、例年、来訪客が多くなる10月26日から11月17日までを「熊野古道ウィーク」とし、市町・団体等による体験、講座、展示など様々なイベントを集中的に展開していくよう、県として市町の皆様に提案してまいりたいと考えております。

熊野古道は、平安時代に記録があるなど、古くから参詣道として、そして地域住民の生活の道として使われてきました。しかし、明治13年、1880年になりますが、その頃に広い新しい道が指定されまして、八鬼山、馬越峠などが、順次「熊野古道」となりま

すと、土や草に埋もれてしまいまして、登録前の熊野古道は地元の皆様が、文献やお年寄りの記憶を頼りに、掘り起こして整備し、登録にこぎつけていただいたとお伺いしております。先人の皆様の並々ならぬご苦勞に思いを馳せ、感謝を込めて開催してまいりたいと思っております。

裏面をご覧ください。「体制」と「取組への支援」のお願いでございます。

昨年12月20日には、熊野古道沿線地域10市町の皆様と「熊野古道世界遺産登録15周年事業実行委員会」を立ち上げさせていただきました。しかし、熊野古道は古道がある地域だけではなく、三重県全体の三重県が誇る世界遺産でございます。15周年事業につきまして、熊野古道沿線市町だけでなく、県全体で盛り上げていきたいと考えております。各市町の皆様におかれましては、ポスターやパネルの掲示、パンフレットの配置、広報紙へのご紹介など、熊野古道世界遺産登録15周年記念事業にご支援、ご協力を賜りますよう、どうぞよろしくお願いいたします。今日はパンフレットもお付けいたしております。ぜひご覧くださいませ。私からは以上でございます。

○渡邊副知事

ご意見、ご質問がありましたら、お受けしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○亀井名張市長

資料2の1ページですが、外国人の方の問題です。昨年12月8日の未明に、改正出入国管理法が成立されましたが、これはゲートの部分ですから、外務省ということになるのですが、これからは、我々自治体が最も影響を受けると考えています。我々自治体が市民としてきちんと受け入れる覚悟があるのか、あるいは、企業がきちんと正規職員として受け入れる覚悟があるのかという問題でもあります。これから外国の方が増えてくる、そんな中で、教育の問題ですが、これは加配をつけていかなければなりません。これは、一つの自治体だけで解決していくのは非常に難しいと考えています。この問題は何かルールを作っていったらどうかなと考えています。例えば米国は、企業責任でそういう費用が負担されています。ですので、企業の責任において、子弟の教育に対しての、ある一定の負担をしていくとか、日本国としてもルールが必要になってくると思います。三重県としても、そのような考え方を検討していただけないかなと考えています。以上です。

○廣田教育長

ありがとうございます。入管法の改正ということで、すぐさま外国人の子どもが増えるということは、すぐさまにということはないのですが、市長がおっしゃるように、将来的に必ず増えるだろうということで、ルールとまではいかないのですが、そういうことも含めて加配という言葉もありましたけれども、外国人につながる子供たちの数が増えるという想定のもとで、国にも要望していきたいと思っておりますし、県としても出来ることはしていきたいと、ルールまではいっておりませんが、そのように考

えています。

あと、こういうことがございましたので、市町で使っていただく外国人の子供たちの支援に係る予算についても、若干の増を見込んで、今回要求をさせていただいております。以上です。

○知事

亀井市長、ありがとうございます。市長が仰っていただいたことは、二つあって、一つは、加配をする時は、ちゃんと加配を充実しろよと、そしてルールをちゃんとやれよということと、行政ばかりで、様々な外国人との共生について負担するというのではなく、法令に基づき、適法な労働環境の中で、外国人の方々に戦力として頑張っていたいく訳だから、その人たちの生活の安定・安心のためにも、企業の皆さんにも何かご協力いただく方法を国に提言したりということも含めて、三重県全体として考えるべきではないかという二点だったと思うのですが、それでよろしいですね。

私もそのように思っています、二点目のところですが、このような場なので具体的にはちょっと…、個人的な見解は申し上げられないのですが、自分なりに思うところがあるのですが、今月、経営戦略会議という有識者の皆様と県の会議をやっていた時も、そこにいらっしゃる、今回の外国人の方の改正入管難民法の制度設計にかなり関わられた藤沢久美さんという委員の方からも、企業との負担のことについて、今後、一度こういう制度をあけた訳ですから、今後こういうふうに、ずっと続いていくわけなので、そこについて官民あげて、どう財源などを負担していくかということは、重要な論点であるということも仰っていただいておりますので、そこは具体的にいろいろ議論させていただいて、国への働きかけなど、亀井市長のお力もお借りして、考えていければと思います。

○渡邊副知事

よろしいでしょうか。では、5番目の「意見交換」に入らせていただきます。3項目テーマがございますが、それぞれの項目毎に説明を行い、そして意見交換ということで1項目ずつ取扱いさせていただきますので、よろしく申し上げます。

まず最初の「防災・減災対策の推進」について、説明をお願いします。

○福永防災対策部長

防災対策部の福永でございます。

防災・減災対策につきまして、平素より様々な連携協力をいただいております、心より感謝申し上げます。特に昨年の7月豪雨におきましては、広島県熊野町への支援に際しまして、県内すべての市町からの応援職員の派遣について、ご協力いただきましたこと厚く御礼申し上げます。

それでは、資料5－(1)をご覧ください。

意見交換テーマは、防災・減災対策の推進ということですが、特にこの中でも、今、推進しております受援体制整備とタイムラインの市町展開について、説明させていただきます。

資料の3ページをご覧ください。

先ず、資料冒頭の文章でございますように、市町の受援計画とタイムラインの策定を支援するために、本年度、県では、「三重県市町受援計画策定手引書」と「市町タイムライン基本モデル」を作成しています。この3月には完成する見込みですので、是非、活用いただきまして、県と一体となった市町の防災・減災対策の体制を整えていただきますようお願い申し上げます。

その下にローマ数字Ⅰとして、先ず、市町の受援体制整備の必要性について書かせていただきました。

「1 受援体制にかかる近年の災害の教訓」にありますように、平成28年の熊本地震や平成30年7月豪雨におきましては、被災自治体の受援体制が十分でなかったことによる課題がいくつも発生しました。「応援職員を受け入れてから配置を決める作業に追われた」というような話でございます。やはり、2（市町の受援体制整備に向けた手引書の作成について）のところに書きましたように、国や他県等からの応援活動を受けて、効果的に被災者支援を行うためには、市町と県が一体となって受援活動を進めることが重要となります。そこで、県では、昨年度、三重県広域受援計画を、そして本年度は、市町向けの手引書を作ったわけですが、1枚めくっていただいたところ（別紙1）のポンチ絵に、手引書の概要を掲載しております。A4横のポンチ絵の下半分のところ。「三重県市町受援計画策定手引書」とありまして、右側の青い所に、その構成を示してあります。五つの章で構成しておりまして、別冊として計画のひな形を付しているものなのですが、特に、第2章の自治体応援職員の受入れ、第3章の支援物資の受入れ、第4章のボランティアの受入れ、この3項目が、市町の受援活動の役割が大変重要となる、主要の3分野です。大規模災害時には、防災所管の部署は、災害対策本部の運営業務で忙殺されますので、こうした対応を防災所管部署のみで行うことは、難しいと思われまして、全庁一体となって受援活動を行う必要がありますので、計画策定段階から、このことにご留意をいただければと思います。

また、3ページに戻っていただけますでしょうか。

一番下の「3 推進方法について」ですが、2行目以降にありますように、地方部単位での研修会、市町と連携した訓練などによって実効性を高めまして、水平展開していきたいと考えております。

続きまして、4ページをお願いします。市町タイムラインのほうです。1のところ、4行目にありますように、台風による被害を最小化するため、県では本年度から、市町、関係機関と連携しながら、三重県版タイムラインを運用し、台風接近時の事前対策に取り組んでいます。大きく二つの効果を実感しておりまして、一つは災害対策活動のチェックリストとして、対策の「抜け、漏れ、落ち」を防止できるという点です。もう一つは、関係機関との緊密な連携が実現できるという、この2点です。そんなこともありまして、その下の2のところにもありますように、市町においてもタイムラインを運用していただければということで、県、市町、関係機関における事前対策を一層連携して取り組むことができるということで、今回、市町のタイムライン策定を支援するための基

本モデルを作成した次第でございます。この概要は、1枚はねたていただいた、6ページにまとめています。最初のところにありますように、構成は、基本的な考え方、タイムラインの策定手順、運用上の留意事項、その他の4項目で、市町タイムラインのひな形を付したものです。今後、タイムラインを策定するにあたって重要な点は、このページの下4行のところ、被害を最小化するため、住民の適切な避難行動を促進する働きかけを、行動項目に記載していくということ。それから、市町タイムラインの運用に実効性を持たせるために、災害対応に関わる部署や関係機関が参画して策定するということの2点です。

恐縮ですが、もう一度、4ページに戻っていただければと思います。

4ページ、一番下の「3 推進方法」ですけれども、市町向け説明会を開催いたしました。取組を進めていきたいと考えています。なお、今日の資料には書いていませんけれども、市町への補助金、地域減災力強化推進補助金という補助金があるのですが、今年いろいろ見直しをいたしまして、この補助対象に、市町受援計画や市町タイムラインの作成ということも追加しましたので、是非活用いただければと思います。

今年度は、先程の予算の説明にもありましたけれども、伊勢湾台風60周年、昭和東南海地震75周年という節目の年にあたります。本県では、この節目に合わせたイベントや防災訓練、条例改正なども計画しています。これからの新しい時代に向けまして、今、説明させていただきました受援計画や、タイムラインの取組や課題、さらには、その他の防災対策も含めまして、災害に強い三重づくりにつながる意見交換ができればと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。説明は以上でございます。

○渡邊副知事

それでは、ただ今の説明をふまえて意見交換を行いたいと思います。どなたからでも結構ですので、御発言をお願いしたいと存じます。

ありがとうございます。それでは2つ目のテーマは、「森林環境税（仮称）、森林環境譲与税（仮称）の創設に伴う市町への積極的な支援について」です。

これにつきましては、市長会からご提案いただいておりますので市長会を代表して、前葉市長様から、ご説明いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○前葉津市長

よろしくお願いいたします。

森林環境税、森林環境譲与税の仕組みが始まります。市町村における体制への支援を、是非、三重県さんからお願いしたいと、こういうテーマでございます。

三重県農林水産部の林業とか森林の仕事をしておられる専門家の方、林業研究所とか各農林水産事務所に森林林業室があります。この職員の数を教えていただきました。146人いらっしゃいます。この146人の中に、林業の専門家がほぼ全員の136人、林業職以外が10人だそうです。この136人以外に、林業職で入って、農林水産部以外のところに配属になっている方が20人おられるそうです。ざっくり言いますと、150数名の方が三重県に林業の専門で入られた方が、年齢層も20歳代から50歳代まで、たくさんいらっしゃる。市町村は一人もいません。林業職というのは、市町村では採用区分にあり

ません。あるところはありませんか。無いと思います。林業の専門の部署、課なり室など置いている市町は4つだけあって、松阪市、熊野市、大台町、津市、この4つしかないということですね。そういう体制のもとで、森林経営管理法がこの4月に施行されて、森林環境譲与税が我々のところに頂けるということで、各市町、他の県でも同じだと思いますけれども、どうやって専門的な仕事をしていくのだろうかということ、随分、悩んでいるところでもあります。では、森林経営管理法で、どんな仕事がかかるかという、森林所有者に意向を聞いて、経営管理権を集積して、それを実施配分して、もし、どなたもおやりにならないところは、市町が直接、森林経営をやっていくということになります。これは、今までにやったことがない仕事ですので、どうやってやるのか分かりません。専門的な職員を今から採用するかというと、今、採用したとしても、木が育つのに長い時間かかるのと同じで、その職員は、先輩がいない状態で、今から数十年やっていたかなければならない。非常に難しいということです。津市は一計を案じまして、たまたま職務経験者採用をしているので、今年度、大手商社の子会社の林業事業体に26年勤務した人が、たまたま入ってくれました。この方は、造林とか育林とか伐採とか作業道造りなどを、実際に民間企業の立場でやっていた人なので、この方は知識があります。こういう方がいないと、新しい森林環境譲与税に基づく仕事ができないような状況であります。そこで、実際に市町村でどのようなことが始まるかといいますと、森林所有者と話をする最前線の仕事がこの4月から始まります。この仕事は、こちらが山のことを知らないと、全然話にならない、話がうまく進まないという可能性があります。そこで、県庁で治山や林業の仕事をやっておられたり、あるいは研究をやっておられたり、さらに森林計画を県が作るようになっていますが、その計画をしておられる方々で、経験のある方が市町村にアドバイザーとか、森林林業アカデミーもいいのですが、出向していただいて、最前線で仕事をしていただくことをご検討願えればと思います。その150人位いらっしゃるなかで、林業普及指導員という資格をもっている方が、76人もいらっしゃるそうで、半分くらいがそういうご専門の方で、大変知識がある方々です。そういう方々が今までは、県庁の中で仕事をしておられたと思うのですが、ぜひ、市町村に、最前線で、今回、始まる話なので、ぜひ仕事をしていただければと。4月1日からお願いします、という訳にはいかないと思いますが、来年度以降、そういうことをご検討願えればと思います。もし、津市に来ていただける場合は、もちろん津市が人件費は負担いたしますので、ご心配なさらなくて、存分に出していただければと思います。よろしくお願いします。

○渡邊副知事

このことについて、県側からご説明させていただきます。

農林水産部長をお願いします。

○岡村農林水産部長

農林水産部長の岡村でございます。それでは、先程のご意見、ご提案に対しまして、それ以外も含めまして、県の考え方についてご説明させていただきます。

資料5－(2)の5ページをご覧ください。

まず、「現状」でございます。

「新たな森林経営管理制度」においては、市町が、先程お話もありましたが、役割を補ってもらうということで、例えば、森林所有者の意向調査を行い、条件不利地等の森林について所有者からの委託を受けまして、市町に経営管理権を設定して間伐等の施業を行うなど、重要な役割を担っていただくこととなります。

しかし、県内の多くの市町では、先程もお話がありましたが、新たな業務を執行する体制が十分とはいえない状況にあるため、県としても、森林環境譲与税を活用して、市町の業務推進をサポートするための支援体制を整備するとともに、森林整備を促進するための不可欠な担い手の確保・育成に努めることが重要と考えています。

具体的な支援体制としましては、5ページの中程、一つ目は、「市町への人的・技術的支援」でございます。県では、これまで、林業普及指導員を中心に、地域機関毎に市町の事業構築等を支援してきたところです。出向等のご提案もありましたが、それについては引き続き検討させていただきたいのですが、来年度は、まずは、当面、この体制を充実してやっていきたいと思っております。林業普及指導員の活動を補完するため、県域の林業団体等にアドバイザーを配置したいというふうに考えておりました。そのアドバイザーによりまして、市町からの相談対応、巡回指導等を行いまして、市町の支援窓口の役割を果たしていきたいというふうに考えております。

二つ目は、「県における専門的・技術的知見を有する人材の拡充」でございます。

県の林業普及指導員や森林総合監理士という資格を持った者もおりますので、これらを中心に、市町への助言等対応をさせていただきたいと思っておりますけど、この職員もこれまで以上に専門的な知識・能力が必要とされてまいりますので、そういった立場での助言、指導が行えますように、スキルを高めていきたいということで、各種講座や研修の受講を促進するなど、引き続き計画的に育成をしていきたいというふうに思っております。

三つ目は、「市町職員のレベルアップに係る支援」でございます。

「みえ森林・林業アカデミー」を本年4月に本格開講いたしまして、職場で担う役割に応じた三つの育成コースや市町職員を対象とした講座等を実施することで、新たな視点や多様な経営感覚を有する林業人材の育成や、市町職員のスキルアップ等を行ってまいります。

少し具体的イメージを持っていただくために、資料の7ページの表を整理させていただきました。

みえ森林・林業アカデミーで実施いたします市町職員講座のカリキュラム案ということでございまして、こちらの方で森林・林業に関する基礎知識から森林資源利用に至るまで幅広く学んでいただくほか、講座の最後には、森林環境譲与税を活用した施策の立案といった実務に生かせる内容を予定しているところでございます。

資料の6ページに戻っていただきまして、四つ目は、「効率的に森林整備を進めるための支援」でございます。

直接、人的支援ということではないのですが、森林整備を進めていくためのさまざま

な手法につきまして検討しているというところをごさいますて、災害に強い森林づくりをより効果的に進めるためには、県においては、みえ森と緑の県民税を活用しました航空レーザー測量の実施を検討しています。

また、森林整備の実施や境界明確化などの計画策定等をより効果的に進めることができるよう、航空レーザー測量により取得した情報や解析データの活用モデルを作成して市町に提供させていただくほか、詳細な森林資源情報や地形データなどについては、森林クラウド等により共有していきたいというふうに考えています。

県といたしましては、人的な支援を含め、さまざまな支援をしっかりと取り組んでいきたいと考えていますので、引き続き連携をお願いしたいと思っております。

長くなって申し訳ないのですが、せっかくの機会ですので、最後にこの場をお借りして、セミナーのご案内をさせていただきます。7ページの次のところにカラー刷のチラシがありますので、ご覧いただきたいと思っております。この森林環境譲与税の導入や建築基準法の改正等を受けまして、今後、中大規模建築物での木材利用が広がると見込んでいまして、そういった中で「木材利用に強い建築士」の育成が課題というふうに考えています。このようなことから、県では、現在、建築士を対象といたしまして当セミナーを開催しています。

特に、都市部の市町におきましては、今後、森林環境譲与税を活用した木造公共建築物を検討されることもあろうかと考えています。今回のセミナーの最終回(3月12日)で、作品プレゼンテーションなど行うとともに、市町の皆様にとっても、県内の建築士の方々との接点を得る良い機会と思っておりますので、これにご参加いただければということで、あわせてお知らせをさせていただきました。説明は以上です。

○渡邊副知事

それでは、説明を受けまして、意見交換に入らせていただきます。ご意見がございましたら、挙手をお願いします。

○河上熊野市長

今、部長から説明をしていただきまして、以前、森林協会として要望をさせていただいた事項の6～7割は、もうカバーされていると思っております。評価をさせていただくのですが、もう一つ加えさせていただくと、地域の林業団体に専門家を置いて、市町を応援するとか、県の職員が直接市町を応援するというところで、この辺、大変重要なところなんですけれども、実際には、それほど手厚い指導が、今の県の体制では、直ちには期待できない。これは厳しいことを言うのではなくて、実行体制からすると、そういうことではないかなと思います。少ない専門家で応援をしていただくためには、市町の方も広域連携をして、共同で森林整備をしていくことが必要でないかと考えています。森林組合自体が、広域化している組合が多くなっていて、キーワードとして「広域連携」ということも、ぜひ、視点に置いて進めていただく必要があるのだらうなというふうに思っています。

熊野市も単独課をおこなっていますが、前葉市長も言われたように、林業の専門職が一人もいません。ですから、どうやって、これから森林整備を、未整備森林の整備ということなんですが、進めていくのか、暗中模索しているところでございます。ICTを活用して効率的にするために、熊野市は来年4千万円の譲与税をいただけることになっていまして、そのうち3千9百万円で航空レーザ測定の解析ですね、データはあるそうなので、それをやるつもりです。いずれにしても、前に要望させていただいたことの中には含まれていますが、どういうふうに効率的に、効果的に、迅速に森林整備を進められるか、その手順とか方法についても、できましたら早くモデル的に例示をしていただければ、ありがたいと思います。

○農林水産部長

ありがとうございました。貴重なご提案だと思っております。まさに、広域的な連携は非常に重要だと思っております。事務所を広域的に、複数市町を所管させていただいておりますし、事務所を越えても、色々な情報であるとか、そういったことの中で、市町と一緒に検討会議でありますとかをやっていきたいと思っております。個別の助言、指導も引き続きやっていきます。また、広域的な連携といいますか、会議など開催するにあたり、対応を進めていきたいと考えております。

また、航空レーザ測定についても、今後、三重県としても実施する方向で検討していきたいと思っておりますので、それを各市町で活用していただけるような形で、モデル事業のようなものも考えておりますので、それを実施する中で、その情報も、広域的に共有するといった中で、より使いやすいやり方でやっていくようなことも検討していきたいと思っております。また、実際、事務が始まってまいりますので、その事務の手順も含めて、広域的にも、県あるいは、我々の方では他県の状況等を十分収集いたしまして、情報共有を図る中で、連携しながらしっかりと対応していきたいと思っております。

○渡邊副知事

他にご意見はございますでしょうか。

それでは次の「自治体戦略 2040 構想について」ということで、これも市長会からご提案いただいておりますので、代表して、亀井市長様から説明をよろしく申し上げます。

○名張市長

時間があれば、この「2040」も、問題提起させていただき、いろいろご意見を賜ればなと思っておりましたし、1対1対談の時も、知事ともこれについても議論させていただいたところです。

昨年7月3日に総務省のほうから、『自治体戦略 2040 構想』というのが公表されて、その2日後、7月5日から、これをたたき台に地方制度調査会がスタートしました。2年後に方向性を出すということは、来年の夏になります。今年の夏に、中間報告

をされるということです。この中には、二つのメッセージが込められていまして、自治体の圏域を国がマネジメントをしていくということが一つです。もう一つは、都道府県、市町村の二層制に弾力をもたすということです。それに呼応するかのように、地方創生担当大臣の片山さんが、中核市構想というのを言われたわけですが、これは、大都市から東京へ集中されていきます。名古屋、大阪、仙台、札幌などから、行くわけですが、そこは人口が減っているかという、決して減っていません。実は、その周辺から、またそこへ行っているわけです。それを止めるのに中核市的なものをつくって、若者の流出を止めていくダムにしていくと、大臣は言われている訳ですが、今、地方創生の取組は、各自治体は懸命に取り組んでいます。これは、ラストチャンスだと思っています。地域活性化のために取り組んでいるのに、これは、それに水を差すようなことだということは片山大臣に申し上げました。市長会の会長、町村会の会長も、これはいかなものかと、これは地方制度調査会でもその発言をされておりまして、事務方、稲山総括官、あるいは伊藤総括官補のほうも、そういう意味ではないですと申されているのですが、流れとしては、そういう流れができつつあると思っています。それで、この20日に市長会事務局の部長と担当、それに総務省の方が本市に来てくれるのですが、そのような中で、市長会としても、意見集約をして部局へお話をさせていただかなければと思っています。これは、30万人、40万人の都市が出来てきたら、それは経営が安定して、そして持続ある自治体が出来上がってくるのですが、現実問題として、全国で自治体は1,700ありますけれど、そのうちの70%、1,200の自治体が人口5万人以下です。あと残りの30%の自治体に、日本の人口の85%が生活されているわけです。政令指定都市、中核市、あるいは特例市、これは大規模な自治体といわれていますが、ここに約6%、100くらい自治体があるのですが、日本の人口の半分くらいが生活しています。人口が1万人以下の自治体は、28%、480くらいあります。この自治体はどうなっていくのかという訳ですが、森林・林業の話でもありましたが、森林を守り、水源地を保全し、そして食糧生産を一生懸命にやってきていただいている、そんな自治体もあります。小規模の自治体というのは、頑張っているのです。1万人以下というだけではないのです。こういう所には、高齢者の方がたくさんいらっしゃる訳です。1945年に終戦になり、どん底生活の中で、子や孫にひもじい思いをさせてはいけないと、頑張ってきていただいた。それ故に、日本の発展は奇跡だと言わしめる、そんな発展をとげることができたのですが、そのけん引役となっていた、その方々が孤独死される事態も出て来ています。これが日本の裏側である訳でございますが、一方において、2025年から2040年の社会保障の山をどのように越えていくのかという課題があります。2025年3人に1人が65歳以上、5人に1人が75歳以上になります。2042年に高齢化のピークがきて、この時に社会保障の給付が190兆円になります。いま120兆円ですから、1.6倍になるわけです。それをどう捻出するのか、捻出のしようがないわけです。消費税20%でも無理です。30%にできるかという、できません。そうしたらGDPを膨らま

していこうか、2%膨らましていけるのか。人口減少社会の中で非常に厳しいかもしれませんが、それで今何をしているのかというと、県の重点目標でもありますが、健康づくり・介護予防・疾病予防を一生懸命やっっていこう、給付を減らしていこうと、これが一つです。もう一つは、地域で面倒をみていこうという体制を作っていかなければなりません。これが地域包括ケアであって、それを叶えるために共生社会を作っていくということで、今、各自治体はまちづくりに一生懸命取り組まれています。我々が一番努力している、まちづくりという観点が「2040」には全くありません。お互いに支え合う共生社会を創造していくために、これからどうしていくかということが、一番重要です。これは、また市長会でも意見集約していくことになっています。これからも色々ご意見を賜ればと思っています。これは、「まち・ひと・しごと」の特別委員会でもとめることになっていますので、ご指導をいただければと思っていますので、よろしくお願ひします。問題提起という形になりますが、このままでいくと、ずるずると流れていくと思いますので、小規模自治体も頑張っています。それに対して地方創生という制度がある訳ですから、有効にこの制度を活用して、地域を元気にしていかなければならないということです、よろしくお願ひします。

○渡邊副知事

それでは、『自治体戦略 2040 構想について』に関しまして、地域連携部長から説明をさせていただきます。

○地域連携部長

地域連携部長の鈴木でございます。今の現状というところから、お話しさせていただきます。

国におきましては、総務省が人口減少下における新たな自治体行政の基本的方向性として『自治体戦略 2040 構想』を取りまとめるたり、同構想をベースとして人口減少社会に対応した行政サービスのあり方について、昨年、内閣府の審議会である「第 32 次地方制度調査会」に諮問したところでございます。この調査会は 2 年以内に答申をまとめる予定だということでございます。

この構想においては、個々の市町村が行政のフルセット主義を排して、圏域単位での自治体間の有機的な連携を図ることで都市機能を維持確保していくという「圏域マネジメントと二層制の柔軟化」などの問題提起がなされているということです。

第 32 回地方制度調査会におきましては、地方の自主性や地方自治の本旨、国と自治体や自治体間の適切な役割分担といった本質的な議論の必要性や、連携や補完から取り残される自治体が生じないよう周辺地域の声をどう吸い上げるかなどの論点が出されて検討が行われているところであり、まだ具体的な制度設計を進める段階には至っていないと私共は認識しているところでございます。

県内においても、今後さらなる人口減少が見込まれる中、地域の実情を最もよく知る基礎自治体でございます市町が、地域の実情に応じた自由かつ自律的な判断で選択ができるような制度設計が重要であると私共考えておりまして、今後の国の動向をしっかりと注視していく必要があるというふうに思っています。

いずれにしましても、このような議論は国のかたちの根幹に関わるものでありますので、私共、地方自治体も当事者として、国と十分に議論を重ねていく必要があるのではないかと考えているところであります。

○渡邊副知事

それでは、意見交換に入らせていただきます。どなたからでも結構ですので、挙手をお願いします。

○知事

先程の「2040」につきましては、先日も1対1対談でやらせていただきましたが、全国市長会で意見をまとめるのでしょうか。それは、いつごろですか。

○名張市長

スピード感をもってやっていかなければいけないなど。夏に中間報告がでます。中間報告といえば、今までの例から、ある一定方向を出していくことになると思います。ところが、委員さん方もどうしようかと言っています。

○知事

今、地方制度調査会とかに、うちでいえば、古田知事がこういうのをやる総務委員会の委員長と地方創生本部の本部長なので、出ているのですが、今、知事会がふわっとした対応なので、よく情報交換させていただいて、こちらでやることがあれば、やらせていただければと思います。

あと、さきほどの林業のやつは、前葉市長からおっしゃっていただいた、出向のこととかの人事交流については、よく検討したいと思います。

河上市長がおっしゃっていただいた広域のやつは、週末、長野県の阿部知事と一緒にだったのですが、長野は広域で支援する仕組みを作っていくということを聞いてきましたので、そういったことを勉強しながら、人的にどうサポートさせていただくかとかを検討したいと思います。

○熊野市長

70点くらいかなと言ったんですが、我々の施策で100点をとることは、あり得ないので、満点が80点だと思っただけならば、70点は相当高得点だということでござい

まして、今、知事が補完的に仰っていただいた、広域化を加えていただければ、ほぼ満点に近づくのですが、危惧しているのは、おそらく、ここ1、2年はあまり動きがとれない状況ではないかなと。やはり、それほど専門職がないので譲与税が積みあがるだけ。新たな森林管理のシステムについては、これはしばらく動かすのは、なかなか難しいかなと。それはやむを得ないので、その短い期間の中で、出来る限り支援対策を充実させるとか、広域化とか、ICTの活用とか、そういうことについて十分進めていただきたいと、改めて要望させていただきます。

○渡邊副知事

特に意見がないようでしたら、このあたりで意見交換を終わらせていただきます。進行については総合司会にお返しします。

○地域連携部長

ありがとうございました。これをもちまして、平成30年度「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」総会を終了させていただきます。